総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）の記載について

　令和２年度より、処遇改善計画書及び処遇改善実績報告書につきまして、

　厚生労働省発令和２年３月３０日付事務連絡に基づき、保険給付の訪問介護・通所介護と

総合事業における訪問型サービス・通所型サービスを一体的に実施している場合、

以下のような２通りのご記載が可能となりましたので、ご確認ください。

【介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書】

①総合事業分の処遇改善加算額、賃金改善所要額を保険給付分と一括計上して記載

　例）別紙様式2-2　介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）



例）別紙様式2-3　介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）



②総合事業分の処遇改善加算額、賃金改善所要額を保険給付分と按分して記載

　例）別紙様式2-2　介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）



例）別紙様式2-3　介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）



【介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書】

　計画書と実績報告書は、対応した内容でのご提出となります。

　当該年度の介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書と同様の記載方法にてご記載いただきますよう、

お願いいたします。

例）別紙様式3-2　介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）

→令和２年度計画書にて上記①の方法で記載した場合、①の方法で記載